

平成28年（2016年）第4回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成28年11月2日（水曜日）

招集年月日 平成28年11月2日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成28年11月2日（水）

応招議員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑 正量

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	竹内康雄
総 務 課 長	濱田多実博	財 政 課 長	上野和彦
農林水産課長	武岡芳樹	水 道 課 長	久保健作

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	奥村能行
書 記	奥川賀夫	書 記	上野隆志

議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 議案第52号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第3号）

会議録署名議員

15番 中津畑正量

1番 大西瑞香

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

瀧本 攻議長

皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、ちょっとお時間をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

当町の議会議員でありました、東 篤布氏の事件について、本年10月1日に銃刀法違反により逮捕され10月7日に議員辞職した件、また、10月21日に検察により起訴されました件について、議長として、お詫び申し上げます。

今回の東 篤布氏の事件に関しては、町民の模範となるべき議員が逮捕され、起訴されたことは、議員にとって誠に遺憾であり、紀北町議会議長として、町民の皆様に大変申し訳なく思っております。

議員は、議場内はもとより議場外であっても、行動についても、議員として、ふさわしい行動が求められることは言うまでもなく、いかなる理由があろうとも、法を犯すことは、断じてあってはならないことであります。紀北町議会といたしましては、二度とこのようなことが起こらないよう、全議員が一層襟を正し、町民の皆様に信頼いただけるように、鋭意努力するとともに、紀北町の名誉のために、日々精進してまいる所存でありますので、なにとぞご理解のほどをよろしくお願いいたします。

あわせて、執行部の皆さん、大変申し訳ございませんでした。

どうもお時間ありがとうございました。

瀧本 攻議長

それでは、ただいまから、平成28年第4回紀北町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

脇 俊明議会事務局長

平成28年第4回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成28年11月2日（水曜日）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第52号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第3号）
- 以上でございます。

瀧本 攻議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

瀧本 攻議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に

15番 中津畑正量君

1番 大西瑞香君

のご両名を指名いたします。

日程第2

瀧本 攻議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3

瀧本 攻議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

はじめに、閉会中の議員の異動についてであります。去る10月7日付けで東 篤布議員から代理人弁護士を通じて、辞職願が提出され、同日付けで議員辞職となりました。

したがいまして、現在の議員数は14名となっております。

また、議員辞職に伴う議席につきましては、12番は欠番として、教育民生常任委員会欠員といたしますので、ご了承ください。

去る10月27日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項についてご報告申し上げます。

まず、付議事件であります。本臨時会の招集にあたり、付議された事件は1件であります。付議事件については、議案第52号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第3号）であります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。普通会計の平成28年度8月分と9月分、水道事業会計の平成28年度8月分と9月分については、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けておりますので、報告書は議員の控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件の説明のため、あらかじめ出席を求めたところ、尾上町長はじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたのでご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

瀧本 攻議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありますので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。本日は議会臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本議会臨時会にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。報告につきましては、世界遺産・地域産業を活用した観光DMO推進事業に係る5市町協同による海外セ

ールスについてでございます。

東紀州地域振興公社を事業主体として、世界遺産・地域産業を活用した観光DMO推進事業を実施しておりまして、本年11月7日から10日までの4日間、私を含め、東紀州の5市町の首長と担当職員及び関係者が東紀州地域のPRのため、台湾へ海外セールスに行くこととなりました。

海外への出張ではありますが、台湾は容易に連絡も取れることから、職務代理者の配置はせず、出張中は、副町長をはじめ職員と連絡を取りながら町政運営にあたっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご報告いたしまして、本議会臨時会にあたりましての行政報告とさせていただきます。
以上です。

瀧本 攻議長

以上で行政報告を終わります。

それでは、これより議案の審議に入ります。

日程第5

瀧本 攻議長

日程第5 議案第52号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議案の審議にあたっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第52号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,564万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億187万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせます。なにとぞ、慎重審議のうえご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

瀧本 攻議長

続いて、内容説明を求めます。

武岡農林水産課長。

失礼しました。

上野和彦財政課長。

上野和彦財政課長

おはようございます。それでは、議案第52号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の内容につきまして、説明をさせていただきます。予算書の1ページをご覧ください。

平成28年度紀北町一般会計補正予算（第3号）

平成28年度紀北町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,564万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億187万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月2日提出

紀北町長 尾上壽一

今回の補正は、町内において計画されている、養鶏施設の整備に対し、国がその施設整備等を支援する補助金について、町を経由し交付するための所要の予算措置であります。歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で歳入から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。第14款 県支出金、第2項 県補助金、第4目 農林水産業費補助金

に1,564万8,000円を増額し、9,394万5,000円とするものであります。畜産施設等整備事業費補助金1,564万8,000円を新たに計上するもので、県を經由し交付される国の補助金であります。次に、この歳入の補助金を充当する歳出予算であります。歳出予算7ページをご覧ください。第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第3目 農業振興費は、1,564万8,000円を増額し、1,581万4,000円にするものであります。畜産施設等整備事業1,564万8,000円を新たに予算計上するものであります。これは畜産クラスター計画に位置付けられた、中心的経営体が行う施設整備等に対する取り組みを支援する事業補助金で、町内大字島原字丹原の三戸地内で計画しております鶏舎等の施設整備に対し、平成28年度分の国からの補助金をそのまま町を經由し、交付するための予算措置であります。

以上で、議案第52号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

瀧本 攻議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

10番 玉津 充君。

10番 玉津 充議員

去るですね、10月27日に全員協議会が開かれまして、この事業の説明を受けました。事業目的等はよく理解できて、産業振興の面など、総論においては推進すべきものであるというふうに感じました。ただ、同日、夜の地域説明会でハエの発生、周辺山林の立ち枯れ、悪臭等の環境問題が新聞報道されておりました。その中で私が質問したいのは2項目ございます。1つは水道水源保護審議会の付帯意見に記されております3項目、排水川のボーリング調査、水質検査、検査項目及び基準値の設定について、どう進めていくことにしているのか。

それからもう1つなんですが、この付帯意見と地域町民の環境不安を担保するためにも、町と業者間で公害防止協定を結ぶべきであるというふうに、私は考えますが、その点については、いかがお考えでしょうか。

以上、2項目お願いします。

瀧本 攻議長

久保水道課長。

久保健作水道課長

水道水源保護審議会の付帯意見のことをございます、水道水源保護審議会の審議はですね、9月27日、10月14日と2回開催いたしました。9月27日は、申請者に出席していただき、建設計画を関係書類で説明を受け、質疑等があったわけですが、委員の中から現地調査をしないと、ちょっと詳しくわからないということで、10月14日に2回目の審議会を開催いたしまして、現地視察、その後、また審議会を開催いたしまして、申請者からの質疑等を、そういう時間を経まして、審議会としての意見を取りまとめたのが、この結果でございます。

付帯意見の1では、浸透トレンチ設置位置については、ボーリング調査等により、適切な場所へ設置することということで、これはですね、現場を見まして、少し山と河川との間のところに、浸透トレンチというのは、浸透ますのことなんですが、あまり河川側によると、浸透する意味が弱くなってしまうということで、できるだけ山側に、そういうようなことをボーリング調査をして、実施するときには、場所を決定することでございます。

また次に、その浸透トレンチをつけた下流側と河川の三戸川の下流側、敷地の下流側ですね、水質検査を実施するというので、少なくとも2、3年は頻度を増やして調査を、影響がどういうふうに出ているかどうか、大丈夫かというようなことをですね、調査するというのと、それから、またもう1点、基準値をオーバー、水質検査等をいたしまして、基準値をオーバーした場合は、事務局、水道水源の、水道課なんですが、そこと協議をして、対策を講じるという、そういった付帯意見の内容でございます。以上でございます。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

2項目目のご質問にお答えさせていただきます。現在、事業者のほう、それと地元の方とですね、運営委員会なるものを発足しようとする動きが現在ございます。そういった中で町といたしましても、その運営委員会が発足されるということであれば、積極的に参画していく必要があるのかなというふうに考えてございます。その運営委員会なるものがですね、発足されたのちに、公害防止協定なるものの検討等、議論がございましたら、当然、そういった協定も視野に入れるべきではないかというふうに考えてございます。以上でございます。

瀧本 攻議長

玉津 充君。

10番 玉津 充議員

水道課長は1点、答弁漏れで、検査項目及び基準値の設定を町独自としてどう進めていくのか、そのことについての回答がなされておりませんので、再度回答をお願いします。

それから、水質検査なんですけど、基準値をオーバーした場合に、その対策をとっていくということはですね、これはもう事後処理になってしまうものですから、それでは困ると思います。もう少し事前に基準値をしっかりと決めて、その基準値をオーバーしないように対策をとっていくというふうなことが求められることだと思われるので、そのへんについて、再答弁をお願いします。

それから、農林水産課長が言われた運営委員会の発足なんですけど、この運営委員会というのは、どういうものを目的にやって、どういうものを運営していくために、この委員会を活用していくのか。私の考えとしてはですね、公害防止協定という話が出ましたが、そのようなことを、基準値をしっかりと決めて、そして、それに違反していないかどうか。そのようなことをですね、委員会でしっかりフォローしていくのが運営委員会の役割だろうと思うのですが、そのへんについてお答えください。

瀧本 攻議長

町長、ちょっと待ってください。

玉津議員ね、水道課長は3点についてお答え願っていると思うんですわ。3点についてね、水質の。それをもっと詳しく説明してくれということですか。だから、今のやつは2回にはカウントしません、私ね。公害防止協定についてはですね、町長、いみじく手を挙げられたので、町長にお答えいただくということで、より詳しく水道課長にはお答えいただきたいということですね。

10番 玉津 充議員

私の質疑した3項目目について、要するに答弁漏れだったので。

瀧本 攻議長

私は答弁漏れじゃないと思っているのでね。また答えさせますので。

では、尾上町長。

尾上壽一町長

基本的に玉津議員ね、この付帯意見につきましては、業者のほうには守っていただくという姿勢であります。ですから、我々といましては、この運営協議会の中で公害防止協定等、

細かい基準をやっていきたいと思うのですが、その運営協議会の中、こういう今、水質の基準はどうかということなんですが、明らかに水質汚濁とかですね、そういった法律がございますので、法律以下にすることはもちろん無理でございます。ですから、法律が主に基準となるのではないかと考えておりますが、今後、こういった数値につきましてはですね、十分検討しながら、我々としても、しっかりと業者に、そういった検査もしていただきたいし、場合によっては運営協議会の中でお話が出れば、町としてもですね、しっかりと検査をしていきたいと、そのように思いますし、立ち入り等についてもですね、今後、運営委員会の中で業者の方々とお話しながら、立ち入りとかそういったものもですね、決めていきたい、そのように思っております。

龍本 攻議長

水道課長、より詳しく説明できますか。久保水道課長。

久保建作水道課長

具体的なですね、数字というのは、ただいま町長がお答えさせていただいたようにですね、まだいろいろ協議も必要かと思いますが、あくまでも水質汚濁防止法に基づいた基準というのがございますので、その範囲の中でそれが守られているかどうかというのを、今後確認していきたいと思います。以上です。

龍本 攻議長

玉津 充君。

10番 玉津 充議員

測定値というのは、水質もあるだろうし、ほかの環境についてもあるだろうと思うのです。その基準値というのはですね。町長が言われた、いわゆる法上のもですね、規定を満足しておればということを町長言われたんですが、それではですね遅いと思うんですよね。そのへんをですね、そこまで到達してしまったら、もう違反しておるわけですから、その前に手を打てるような状況をですね、ちゃんと数値的に取り決めして、いつ、誰が、どこで、その数値を測定していくのか。そして、この運営委員会で、それをですね、公表して、そして、どのように進めていくのかというのが進め方じゃないかと思うのですが、町長の法の基準に対してということについて、私としてはですね、もう少しその前段階の見直しをしてほしいというふうに思うわけですがいかがでしょうか。

龍本 攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のおっしゃる意味、十分わかります。ですから、検査をしてですね、数値等に変化が現れれば、その変化の原因を何であるかということをつきとめてですね、それが改善できるものであれば改善していくということが、議員おっしゃるように、法定基準を超える前に手を打てということだと思いますので、それについてはですね、運営協議会の中で、例えば、数値を公表してもらおうとか、そういった方法もございますので、そこで変動があれば、その原因を追究しながら改善を求めていく、そういう形になろうかと思います。

瀧本 攻議長

よろしい。ほかに質疑される方。

11番 奥村武生君。

11番 奥村武生議員

まず、先般の全協でいただいた内容の中で、3ページにですね、整備事業の3ページに、その他のところへ紀北町というふうに書いてあると、載っていると。それから、あとは、28年9月13日に対象事業協議書なるものとの、関わり合いが町として出てきておると。今までの町として、この問題について、関わった年月日と、それから内容についてお聞きしたいということ。ご報告願いたいということ。

それからですね、次に、議会議員としてね、非常に、私は海山出身の議会議員ではありますが、非常に厳しい現地の住民の皆さんから、あるいは長島の皆さんから言われているのは、何のためのやっぱり議会なんかと、議員なんかというふうに、今回の問題について、相当厳しい批判をいただきですね、三戸の川も、少し前、背広のまま水の中にも入って調査もさせていただきました。こういうふうですね、1項目目のですね、中身と非常に関係があるんですけども、突然、全協なるものを開いてですね、ドサッと資料を出されてですね、そして、今度は、そのあと直ちに議運が開かれたとかで、2日にですね、この今日ですね、議決をするんだと。こういうふうな重要な案件をですね、私たちが調査をする時間もない、あるいは業者との話もできない中であってね、議決をせよということ、そのような、議決という重いものをですね、この短期間にやるということは、私は非常に不可能だと思いますしね、もっと前からですね、例えば、水源地保護審議会が開かれるなら、開かれるときにでもですね、これは当然、こういうのが開かれるもんでということで、公告なりがあつて然るべきだと思うんですよ。それが2点目。

それから、3点目にですね、今朝も三戸にお住みの方と初めて、やっとですね、状況の掌握ができたんですよ。今までなかなか状況の掌握ができなかったわけです。そして、言ってくれというと、いろいろ言うんですけどね、あとでまた電話でですね、なかったことにしてくれと。これではですね、どないにもならんと思って、困ったなと思っていたら、朝やっと、きちっと言ったださる方がおってですね、連絡が付いたと。その人の話ではですね、今まで随分、町の中へ言ってきたと。いろんな困ったことを言ってきたと。議員、あなたの、その方が言ったのは、あなたの横にですね、庭へこういうふうな鶏舎ができればですね、臭いとか、空気とか、ハエがたかったらですね、あなた我慢できますかというまで、議会議員はそのことを密接に感じるべきではないかという、朝8時15分に厳しい批判を受けましたよ、私はこれは。そういうことですね、今まで、その方が言うには、随分今まで、長島町時代からですね、役場へちゃんと言っているじゃないかと。いろんな苦情、困っていることを、言うわけですよ。3点目にですね、役場として、どんな今まで苦情を受けてきたのか、わかる範囲でこれご報告願いたい。この3点をまずお願いします。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。まず1点目の協議会の経緯でございます。この協議会自体は、平成27年2月26日に設立されております。そして、町が参画したのが、平成28年の2月でございます。と申しますのは、今回の事業で予定しておる国庫補助事業の関係の要綱は、本年の1月に制定されております。それ以降に町も国からの強い指導もございまして参画したと。ただ、その参画した理由といたしましては、確かに議員、3点目の中でもおっしゃられておりました、町から業者への指導、そういったのがですね、今まではなかなかしづらい面もございました。と申しますのは、法的規制の関係、また、現実的な指導の内容がどこまでできるか、施設の改修云々の話もございます。そういった中で、外部からの指導、アドバイスよりも、こういった協議会の中で、町がより近い立場の中で指導、アドバイス、助言等ができるのではないかという判断のもと、参画したものでございます。

それと、その3点目の今、住民の方々からの苦情の問題でございます。こういった苦情につきましては、私ども、重々承知してございます。今までも相当苦情の件数とかもございますが、詳細な資料は持ち合わせておりませんが、先ほどの、1点目のご説明にもありましたように、な

かなか指導等も物理的にもできない状況もございました。そういったのは、我々行政につきましても、反省すべき点であるというふうに考えております。今後ですね、この事業の中で、より近い立場での助言、指導、アドバイス等が可能になるのではないかとということを現在考えております。以上でございます。

瀧本 攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

先ほどの今までの苦情についてはですね、資料を持ち合わせていないということでもありますので、情報公開等をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それからですね、法的規制がかからんという問題につきましてはですね、これはあなたたちに言うことじゃないわけですけども、住民の皆さんも聞いていらっしゃっておるのでね、厚生労働省の中にそういう原因調査の場がありますので、活用してください、それを。私がやってもいいんですけど、私は赤羽に住んでいないものですから、それはできませんので。

次にですね、今まで聞いたところによりますとですね、鶏舎を買い取ったと。そこにあったほかのところの鶏糞を、その鶏舎の買い取った横へ野積みをしたと。そして、数か月間そこに置いたあと、別のところへ運んだということはどうも、やっとその事実が掌握できたのですけれども、これについて、どこまで、赤羽の27日の夜に出たみたいですけどね、私はそこへ参加できなかったものですから、そのことをどこまで掌握できているのか、町として。

それから、去年のですね、異常な発生、ハエの異常な発生とか、臭いは何に起因するものなのかということについて、2点について、できるだけ詳細にお答えいただきたいと思います。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

10月27日の地元説明会と申しますか、意見交換会に私も出席させていただいております。確かに今までの過去の事例も含めてですね、鶏糞の処理の関係のお話が相当数出ておったと記憶しております。今、議員がおっしゃられた事案につきましては、私のほうでは詳細は把握してございません。それと、そのハエの発生等々につきましては、直接的にはおそらく鶏糞の処理の過程において発生したのではないかとというふうに考えられるのではないかと考えております。したがって、今回の計画の中でも鶏糞の処理施設を新設という部分もございます。そうい

った中で最新鋭の設備ということも考えた中での計画であるのではないかというふうに認識してございます。以上でございます。

瀧本 攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

そういう、赤羽の皆さんはですね、今まで何十年にわたって困ってきたと。そして、行政にも言ったと。ところが適切な処理がされなかったと。そのような行政とですね、業者をですね、後押し、そういうことが、27日の夜に出られたようなですね、問題の解決なくしてですね、行政として、そういう赤羽の困った状況を掌握をしておりますながら、今回の予算においては、後押しするような予算じゃないかということが、赤羽の地区の皆さんのですね、率直なる私は意見だと思うんですよ。

そして、3点目になりますよね、ちょっと武岡課長の言うことにも違うんじゃないかという部分がある。いわゆる、どちらが、あなたが言ったこと、私の言ったこと、聞いたことと違うかも、どちらが正しいかは別にしてね、言っているのは、ほかのところの、自分が、兄貴かどうか知りませんけれども、買い取ったと。そこへ、なかなか処理がほかのところの処理ができないもんで、その鶏舎の横へ積んだと。それが4か月と、何か月だと。そして、そのあとそこではまずいのでほかのところへ移したと。その武岡氏の言う、移動の過程で臭いとかハエがわいたのではないかというのとはちょっと違うと思うのですね。そういうずさんな処理をしたために異常な臭いとハエがわいたのではないかと私は思うんですけど、どうなんですかね、武岡さん。

それから、2点目。かつて、九州で鳥インフルエンザが発生をして、大量処分があったと思うんですけども、ニュースは当時聞いていましたけれども、他人事のように、私も聞いていたもんですから、あのとき、どんな、何羽くらいの鳥の処分がされたのか。そして、どんな処分方法をしたのか、そのことについて、ちょっとお聞きします。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。そのハエの発生の過程という部分でご説明させていただきましたが、その議員がおっしゃられたその事柄につきましてはですね、詳細については把握してございません。ただ、一般的にですね、当然、鶏糞を放置すれば、ハエが発

生するものではないかというふうに考えております。

それと九州の鳥インフルエンザの発生事例でございます。平成23年の1月から3月にかけて、大量の鳥インフルエンザが発生しております。3つの県で15農場、計111万6,000羽が処分されたとお聞きしております。その処理方法につきましては、埋却ではないかというふうにお聞きしております。以上でございます。

瀧本 攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ね、今、お話になりました、赤羽地区の皆さんのね、今までのご苦労、十分、私も知っておりますが、なかなか鶏舎等の改善、以前辞めた方、その方たち、過去のことがいろいろあります。私もそこは十分聞いておりますので、だからこそですね、今回、運営委員会もつくったうえで、そういったものに対して、もしあれば、すぐ行政がですね、指導、改善、助言ができるような、そういったシステムをつくっていきたいという思いでございます。それと今、鳥インフルエンザのことをおっしゃいましたが、鳥インフルエンザこそ今の鶏舎の形態ではですね、なかなか防ぎきれない部分がある。そういう中で、ウィンドレスの鶏舎をつくるということではですね、これは人にもうつるということが言われておりますので、そういった意味では、鳥インフルエンザ防止にも、悪臭防止対策にもなる新鋭の施設をつくっていくものだと私は思っております。また、そういった今、赤羽の皆さんのご不信などを払拭するために、我々行政が今回、こうやって入っているのはですね、そういった意見を直接行政からも業者の方にも伝えられる、住民の方からも業者に伝えられる、そういうシステムを構築したうえで、我々はやっていくべきではないかと考えております。

瀧本 攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

先ほどからもたくさん質疑がありましたけれど、畜産施設等整備事業、これは全協の中でですね、私たちも初めて資料をいただいて、26年度の国の予算、国の事業だという説明だけでしたので、今回、これに関しての予算でございますので、まずそれをより詳しく具体的にお聞きしたいと思います。

そして、もう1点は、住民の立場になれば、水源地の上になぜ鶏舎を建てなければならないのか。その水源地はこの20年間、枯渇とか、そういうもので裁判を通してきた土地なんですけれども、その土地にあえて、なぜ鶏舎を建てることを選んだのか、事業所の方に行政としても聞いておられると思いますので、そここのところの説明を1つお願いしたいのと、その事業につきましては、1点目といたしましては、全協でいただいた計画書ですね。事業の目的のところ、2ページなんですけれども、生産規模の維持拡大、コスト削減等を行うことにより、収益性の向上を図るとというのが一番の目的に書かれております。規模の維持拡大は垣善さんが16万羽から21万羽に拡大するというのでわかるんですけれども、コスト削減とか、収益性の向上を図るというのでは、具体的な後ろのあれでも何も、このことによってこれくらいの利益が上がるんだという説明はないので、わかっている範囲でよろしいと思いますが、この事業の大きな目的は、私は、T P P対策の国の補助金の一環だということも聞いておりますけれども、収益性の向上を図るとというのが主な目的になっております。そのことに対してのこれだけではなかなか判断できないので、わかっている点がありましたら、説明をお願いいたします。

瀧本 攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

詳細についてはね、課長のほうからお答えさせていただくんですが、まず基本的にですね、この事業そのものは今あったように、今、1番だけを読まれましたですけど、3番の環境問題というものが、大変大きな、この業者にとってですね、位置づけだと思います。それはなぜかという、今、三戸のお話が出ているんですが、今、加田地区におきましてですね、大変悪臭、悪臭というか、環境に問題が発生しております。その苦情も町は聞いております。業者のほうもその苦情をどうやって改善していくかということをいろいろ考えられたと思います。そのときにこの国ですね、クラスター事業が28年1月に要綱ができて使えますよということです。それで悪臭対策、それからウィンドレス化をすることによっての鳥インフルエンザですね、そういったものを防ぐということでございます。我々、加田のことも何度も苦情を受けて業者とも話しました。そして、今の鶏舎の形状も見ました。横に建設する土地等がございません。そして、今、老朽化が始まっておりますし、今の加田の形態がですね、網をして、そこを目隠しのような形でしております。鶏というのは熱に弱いものですから、すべて閉じるわけにはいかない。それをウィンドレス化によって、このコンピュータ等を使って空調等をきっちりやってで

すね、そういった悪臭と鳥インフルエンザのことをということなんです。ですから我々といましては、業者の苦悩もわかる。そういう中で三戸地区の皆さんの気持ちもわかる。だから、我々が今、今回、こういう国のクラスター事業ということで、予算が町を通ります。これまるっきり通らなければ、民間がある意味、何を、法律内であれば何をしてもいいわけですよ。ですから、我々としては、それではだめでしょうと。こういう町を、予算を通ることによって、今までできなかった業者に対する助言とか指導、そういった運営委員会を設置してくださいと、しっかりと水質基準を守ってください、そういうことが今言える立場なんです。だから、我々は皆さんから、この前の全協でも厳しい意見をいただきました。地区の説明会でも、そういった地区の皆さんの厳しい意見もいただきました。それをいただいて、我々は業者の方に、こういう意見があったよと、この部分を改善してくださいよと。はっきり言ってすごい金額です。だから、そこに環境対策に対してお金を十分使ってください。そういうことを言える今立場になった。お金自体は、町はまるっきり出していないんですけど、国の制度の関係でそういうシステムにさせていただいたからこそ、皆さんからも議論、意見をいただく。それによって業者に意見を伝えて、今よりもっと、モアベターです。ベストに近づけてくださいという話を我々は今できる状態になりました。だから、今、玉津議員がおっしゃったように、環境の数値等が少し動けば、そこでも注意もできますし、指導もできます。だから、そういう今までの段階では民が自分のお金を、民間が自分のお金を使うだけであれば、なかなか改善も難しい部分もございました。指導も難しい部分。だから、今回の事業において、より事業者にとって、そういう環境問題も配慮してくださいと。事業者本人もお話を聞くとやはり、この3番のですね、環境問題、今、加田地区での環境問題もですね、十分認識している話でございますので、よりベター、ベストな施設をつくっていききたいという考えのもとに取り組まれたものだと。もちろん生産の増販もございますけど、そういったもので、業者そのものも苦勞してきたんだと思います。そして、過去の話はですね、町が、先ほど申し上げたように、なかなか関わりにくかった部分もございます。法の中でしかできない部分があったのですが、これからは、法の中であっても、どうやって環境により配慮した施設にさせていただくかということが語れるようになったのではないかと考えております。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

事業の詳細について、ご説明させていただきます。今回の事業ですね、環太平洋パートナーシップ協定交渉の大筋合意がなされ、これを踏まえて策定された、総合的なT P P 関連対策要綱において、攻めの農林水産業への転換として、省力化機械への整備等による生産コストの削減や、品質向上など、収益力、生産基盤を強化することにより、畜産、酪農の国際競争力の強化を図るために平成28年1月に創設された、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要綱に基づいた事業でございます。したがって、今回、計画されておる事業につきましても、省力機械の導入や生産品質の向上などにより、それにより生産コストを下げていくと、そういう事業でございます。以上でございます。

瀧本 攻議長

久保水道課長、水源地の上に。

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

申し訳ございません。場所の選定につきましては、当然、事業者が選定したものでございます。現実的にですね、町内で適当な面積がまとまった場所というのは、おそらくそこしかなかったのではないかとこのように推測はしております。以上でございます。

瀧本 攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

まず、事業のことについて伺いたします。28年1月のT P P 対策の事業ということですが、私もこれインターネットでとったんですけど、畜産クラスターについて、農林水産省生産局畜産部、27年3月に出ている、これもインターネットですぐにとれますので、その中で、やはり、強調しているのは、もちろん、この3、4ですね。畜産の問題とか、牡蠣の問題とか、そういうこともありますけれども、地域全体でその経営、鶏の業者さんの利益の向上を果たして、地域の収益性を向上するというのが、これらの資料のどれを見ても、まず、その収益性ということ。今回の業者さんから出された、行政からいただいた資料は、環境問題を特に強調されておるのですが、本来の事業はやっぱり収益性のところもありますので、そういうところも是非つかんで、12億くらいの、これ土地の購入代は入っておりませんけれども、そういう事業の中でですね、具体的にどういう収益を上げていくのかというところの説明がやっぱり不足していると私は思います。そして、それを現実的にやっていくのに、畜産クラスター計画

の事業主体である協議会をつくって、それを現実化したわけですが、これは先ほど、3月の資料なんですけど、それに先駆けて、この資料では27年の2月の26日に、もう設立しているんですね。その中には、事業者さんも入っておりますし、紀北町も観光協会も、みえ商工会も入っているのですが、それらの目的の中ではですね、このクラスター計画の記載事項の中には、協議会の名称、目的はもちろんなんですけれども、地域の畜産の収益向上のために行う協議の取り扱い内容とか、取り扱いに期待する効果とその実現のための各構成員が果たす役割、中心的な経営体とかが書かれておりますけれども、実際に、27年2月26日に設立されて、どのような会議を開いて、これに向かって進んでおられるのか、その説明はありませんので、是非、わかっている範囲でも。本当はすべてを知りたいですけれども、行政がどこまでつかんでいるのか、教えていただきたいと思います。

そして、2点目、なぜ、その土地を選んだかという部分は、私も本当に不思議でたまらんです。水源地の上にあえて、今回は、より安全なものをつくるというのですけれども、そして、私も全協のあとの夜の説明会にですね、説明会が終わった後で、直接社長さんにお聞きしました。なぜ、わざわざああいうところに、20年間、紀北町が苦しんできた土地を選んだんですかと聞いたら、広い土地と山へ行くほど土地の値段が安いので、そういう場所を選びましたって事業者の社長さんは、私にそう答えてくださいました。彼は、広い土地や人家が少ない、山に近くで土地が安ければ、水源地の上であるという、命の飲み水を守るという大きな目的のある場所でもいいという企業認識の持ち主の方なんだと私は理解しましたがけれども、そのことについても、町長はどう思われますかというのと、そういうことであるがために、やっぱり住民の理解、何十年間において苦しんできた方の理解を得るのは、大変な、なんでよりによって、そういうところを選んだのかなというのもわからんですけれども、議会に対しても、全協で初めてこのような資料をいただいて、すぐに議運を開いて、今日の会議になったのですけれども、住民に対しても説明がないし、議決してしまったら議会の責任になりますので、議会に対しても説明不足だと思うんですけれども、その点、そうは思われないので、こういうことになったんだと思いますが、そこらへんの詳しい説明をお願いしたいと思います。

瀧本 攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にですね、その土地のことにつきまして、我々としては、その土地が水道水源保護審

議会にかけてですね、そういった環境に影響はないかということを確認しております。そして、そのうえで水道水源に関しましてはですね、水道水については、特に厳しい基準と毎日の一定の検査等も行っております。そういった意味ではですね、我々は町民に安全安心な水を供給するという、行政の立場ですね。これはしっかりと守っていくべきだと思いますし、そういったものを水道水源という手順もきっちり踏まえているところでございます。

それと、民はですね、収益性の話をしました。これは民間をかばうわけではございませんが、国もですね、T P Pの対応で今の収益性を前面に出しております。それはなぜかというと、輸入の問題がございますので、そういった中でT P Pの対応ということで、畜産とかですね、農業者しております。そういう中で、ただ、業者も収益性を求めるんじゃないし、今の現状の環境問題に対する負荷、これをですね、しっかり除去したいという考えが中心にあると思います。それはなぜかかというと、苦情があったのを、今の三戸、加田地区ですね、全部業者にもお伝えしています。こういう苦情がありましたよと。その大部分が環境の問題です。ですから、それをずっと頭にもあって、こういうT P Pで、国としては収益性を求めるという話で、その方向性は出ているんですけど、それをいい機会、ですから、このチャンスを逃したら10億とか、そういうものをなかなか改善しにくい。これも現実です。だから、そういう意味でですね、業者は、国はどのような方針、ずっと貫いてあるのは、ほとんど経済的なT P P等に対する対応だと思いますけど、業者が我々も伝えてきたような苦情をですね、しっかりと把握したうえで、そこは十分認識で入っていると思いますので、我々は先ほど申し上げたように、我々はやっとな国からのこういう制度のお金を使うことによって、町がしっかり入れる状況になりましたので、民間だけの全額出資だということとはできません。ある意味、法律の枠内でしか動けませんので、そこまで、そういう制度のお金だということです。あとはよろしく。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。確かに議員おっしゃられるとおり、畜産クラスター事業というくくりの中では、以前からこの事業はございました。当初はですね、平成26年3月に制定された、高収益型畜産体制構築事業実施要綱に基づいた事業でございます。その後ですね、先ほども申し上げましたように、平成28年1月に新たな要綱が国のほうで創設されて、今回計画しておる事業は、新しいほうの事業でございます。そして、協議会自体、設立

は平成27年の2月でございまして、おそらく前身の事業による協議会だったと思われます。その後、町といたしまして参画したのが、平成28年の2月ということでございます。そして、会議の経緯でございますが、この平成28年の2月に会議はしておりますが、町は出席しておりません。以上でございます。

瀧本 攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

この国ですね、特別な予算を得るためには、このクラスター計画の事業主体という、この計画それに沿って行うということが大きな役割を果たしていると思うのです。この計画性がなかったら、国も補助金を出す基準の1つ、大きな比重になっているんですけど、28年度から出席しているので、その前の会議はわからないというお答えだったと思うのですけれども、そういうことで、国が決定したからといって、私たちはそういうことで提案されても、今、この方たちが本気でどこまで国の予算、国の予算といっても私たちの税金なんですね。3億円あまりの税金を使って、新しい事業をするのですけれども、大もとになるところで、どういう議論がされて、ここに入っているたくさんの企業の方がどういう役割を果たすのか。まあ、紀北町は先ほどから、第一次産業の事業者により近いところで、これを機会にと、先ほどから説明しておられますけど、ほかの企業の方はですね、この協議会の中で、どうやって、この垣善さんだけではなく、全体の畜産、養鶏業者ですね、地場産業を進めるためにがんばりたいとか、そういうお話もされていると思うのですけれども、把握されていないということですね。それはちょっと不思議で、全体の規模が見えないのは、私、不信感が残るんですけど、再度、そのところをお願いしたいのと、今回、この国の予算にかかわる事業所の国庫補助でお金をもらえる、リース代で直接補助金が入るという計画だけの資料なんですけれども、12億何某の予算の中には、普通の大もとになる土地を購入する。購入しなかったらこの事業が成り立たないのですけれども、それはどれくらいかかったとか、何平米というのは出ていますけれども、そこらへんも私は、全体の事業として、12億ではないという思いがするのですけれども、わかればお願いしたいと思います。

そして、最後になりますけれども、住民の理解を得るために、町長はそういうお話をしていたしましたが、水道水源審議会の中でもですね、委員の皆さんの中にはですね、住民の理解を得ることが一番大事だっというお話も議事録にあります。そして、聞き漏らすところにより

ますと、2回目の審議会の中では、やはり、私と同じように、なぜあの鶏舎で水源地の命の水を守るよりも、自分の事業を、土地が安いとか、山の中に行ったら土地が安い、そして広い土地が必要なんだということを水源地用の水を守るよりも、その上に置くような企業体質の方なんやということを言っている方もおられるということも、そういう企業体の方なんやという認識もして、その事業者の方に事業をしてほしい、そういうお話もありました。本当にそうだと思うのですが、それに対してですね、審議会の委員さんでさえ、そう思っておりますので、水源地の責任者である町長はですね、そういう企業体質を持っている事業者に対してですね、水源地を守る責任者として、どういう決意をもって、この事業にあたられるのか、再度、これで最後になりますので、私の質問は。説明をお願いいたします。

瀧本 攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にですね、繰り返しになる部分もございますけど、基本的には、民間の事業だということです。そして、国の制度の中のお金が町を通るという話でございます。しかし、町を通ることによって、町で皆さんに議決していただいてね、すれば、町がやっぱり関わっていくわけです。そういう基本的な部分がございます。

それと、予算の話が少しあったんでお話をさせていただきます。予算化と予算の議決と事業化というのは、ちょっと分けて考えていただかなければいけないと思う。例えば、町のですね、予算でも、その事業化をしていく中で、細かいことというのは、ほとんど決まっております。方向性と概略の予算だけです。そして、それを事業化していくうえで議員の皆様と議論したり、町民の皆さんの意見をきいたり、そういう中で事業化をしていきます。だから、その予算を可決、町の予算ですよ。普通の3月定例会だと思ってください。ということで可決していただいて、方向性の中でして、そこでどんどん磨き上げていくわけですよ、事業を。それが事業化です。ですから、これもですね、予算は国からきて通ります。おりてきています。町のお金は一切出さん。しかし、こうやって議論がされる。それはこの町の議会を通るから議論されるわけなんです。これが直接事業者に投げかけるんだったら、地元の方と事業者との議論しかありません。だから、そこを私、今回強調しているのはそれなんです。議員も今、意見を言われたということは議論しているという話です。そういう中で、我々も3月定例会で普通の事業が出れば、それを事業化に向けてですね、大きな事業であれば、どんどん議員の皆さまからも意見をきいた

り、そういう中、住民の皆さんのいろいろお叱りも受けながら、そこを改善しながらやっていますので、この事業もですね、今回の予算化と事業化という部分はですね、少し分けて考えていかなければ。例えば、健康増進施設を今つくっています。予算化の前にできるだけ、お話しはしていますが、それがすべてではございません。予算を決めたあとで、どんどんどん、住民に迷惑をかけない、町民の健康にどう寄与するのか、そこを詰めながら事業化を行っていくわけなんです。これもですね、そういう観点から、一応考えて、その時に町なり、議員の皆さんなり、住民の皆さんがその議論の中に入れるように運営協議会をつくって、できるだけいい鶏舎をつくっていただく、できるだけ環境に負荷を与えないものをつくろうということが議論されて、それが反映される、施設にね、ものだとは思っております。あと細かいところは課長のほうからお願いします。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

私のほうから補足説明をさせていただきます。先ほどの協議会の会議の件でございます。実際、町といたしましては、確かに出席はしておりませんが、実質的にですね、国、県、町、そういった事前協議の中で参画しております。具体例を申し上げますと、当然のことではございますが、水道水源保護条例の遵守、また尊重、そういった指導もさせていただいております。そして、また排水の部分でございますが、基本的には、法的にはですね、排水の処理というのは法的には特に必要ございません。ただ、それでは、やっぱり水道水源保護条例の遵守、尊重という面からも無処理という訳にはいかんだろうと、そういった中で処理施設も設置するようアドバイスをさせていただいております。そしてまた、飼料米の使用も予定しております。その飼料米をですね、地域からの飼料米、生産された飼料米を利用するようというふうなアドバイス等もさせていただいておりますので、決して、その会議に出ていないということは、意見等言っていない、参画していないということではございません。以上でございます。

（「答弁不足」と呼ぶ者あり）

瀧本 攻議長

なんですか。

7番 近澤チヅル議員

1回目、紀北町が2月に参画した以前にどういうお話を、その会議の中で事業者の皆さんがさ

れていると把握しておられるかというものの答えがなかったのです。

瀧本 攻議長

把握していないと。はい、武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

詳細は把握してございません。

瀧本 攻議長

ここで、10時50分まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 37分)

瀧本 攻議長

定刻になりましたので、会議を再開いたします。

(午前 10時 50分)

瀧本 攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

1点だけ町長にお聞きします。今までの質疑の中でもたびたび言われていましたけど、私は、この新しい建物、養鶏事業として、住民にやっぱり迷惑をかけない施設だと、この文言とか、説明の中では私も聞かせていただいたけど、確かに良いところが4点も5点もあるんです。しかし、その以前に、やっぱり住民の話というのは、やっぱりきちんときいておかないといけないし、やっぱり事業者も今までの経緯は全然知らんと、物を言っているかのような感じはいたします。それはなぜかと言うと、やっぱり、以前の20年前から私も赤羽地区の養鶏業者の話も、住民と対話していろいろな問題を解決まではいかないし、してきたのは、立ち合いというか、傍聴させていただきました。その中でですね、住民の方は日常生活の中で苦しんだんですね。そのところはやっぱり一番大事だと。事業者だ、行政だって、行政はやっぱり先頭に立ってそういうものを解決する。しかし、あの時の、20年前の話は、昔のことですから、詳しくは言いませんけれど、本当に住民の方がそのやり方に対して、駄目だということで、結構力を発揮したと、私、考えております。行政そのものはやっぱり今後、新しい施設ができるが、できたあとで、いろいろ指導できるんだという話も町長もやっておりましたけれども、これは住民が一番先に説明もし、過去のことと、混合して、この全協のときにも私、言いましたけど、実際

には、住民の人の気持ち、そういうものを何とか解いていく、そういう努力を事業者も町もしていけないかと私は思っておりますが、そういう点で、どうしても、事業の大きさとか、建物の公害が出ないように、環境を壊さないようにということでは、随分前進した部分だと私も評価しております。しかし、これが果たして、そうなのかどうかというのは、あとでしかわかりません。そういう意味でこの補正予算そのものがね、今日、賛成多数でか、全員賛成で通ったときには、これは独り歩きをしていく。なんかあったときには、当然、町長言ったように物が言えるけど、その前に住民の人の意向、意見をもっと拾い上げて、この短時間での審議の中ですね、この予算がいいんだと、いい建物ができるんだと、住民にも迷惑をかけないんだとということでやられるんだったら、それは間違いだと私は思いますが、町長、その1点だけちょっと聞かせてください。

瀧本 攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私はですね、この予算化、予算というものに対しては、スタートだと思っております。今までのことじゃなしに、これからこの予算化されることによってスタートとなって、先ほど申し上げたように事業化になります。事業化をしていく中には、やはりですね、住民の理解、住民の意見を取り入れてどうやっていくかということが、業者のですね、務めであり責務であろうと思います。だから、我々といたしましては、この前、全協で出たことや地域地元説明会で出たような話をですね、じゃあ、業者さんどうするんやと、どう解決するんやと、そういうことをですね、これからも運営協議会等に入って言っていきたいと、そういうことでございます。ただ、もし、たら、だけで、前へ進めないという話ではなしに、事業化に向けて、我々としても、そういう環境に十分配慮したことをやっていただく。ただ、過去の話はね、あるんで、これは明らかにどこまで信頼できるかという皆さん、疑念を持っていると思います。ですから、我々としては、そういう過去を知らない町長です。はっきり言ってね、その当時の20年前では。ですから、今がスタートということで、環境問題にもっと力を入れていきたいと、そのように思います。

瀧本 攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

忌憚のない町長の答弁でありましたし、当時のことはさて置いても、実際には、今度の施設は窓のない鶏舎だと。そんな夢みたいな話がほんまにできるんかいなという気が僕自身も、パッと見たとき、また最近の話ですから、説明を受けたのも。そんなこととか、常時立ち入りができるというようなことも事業者も言っています。それは前の時には、とんでもない、鶏舎に病原菌がうつったら大変だと、その責任は取ってくださいよといわれながら、半分脅かしじゃないけど、この業者じゃないですけど、そういうような話も聞いております。そういうようなことで、立ち入りができるだけでも随分違うなどは私も思っております。

また、鶏糞の処理の仕方や、排水の処理の関係、そういうものでも、画期的にやっぱり違ってきているなとは思いますが、そやけど、それはやった時点でいろいろどんなものが出るかもわからんけど、その住民の人の話を聞いて、僕も若者センターに行かせてもらったけど、その時はやっぱり感情でやっぱり結構不信がぬぐわれんと、それだけに2回、3回もするべきだと。僕は最終的には、このクラスター計画の事業をするうえで、各いろんなところから出ておりますけれども、鈴鹿のほうにも養鶏業者もおりますし、業者自体も、この環境についてですね、良いんだということで見えてきたんだと言われるけど、実際には、住民の人も僕らも、そんなところあるんかいなと思うくらい、そやで実際に百聞は一見に如かずというようなこともありますけど、実際には口や文書でいくら説明しても、なかなかそこまでの、解きほぐれるような状態ではありませんと、僕自身もそう思っているのですから、そういう点ではね、そういう先進地を、三重県内だったら見ていただくように手配を何とか、それでいろいろ解けていくんではないかということで、事業者とも話を是非するべきだと、私は、第一にそれはするべきだというように思いますが、町長の考え方だけお聞きしておきます。

瀧本 攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それは、全協のときにもお答えさせていただきました。そういったものをね、業者の方にお願ひして行って、できるだけ近代的なものも施設見学等をできるようにお願いをしていくというお話は全協でさせていただいたとおりです。

瀧本 攻議長

いいですか。ほかに質疑される方。

2番 原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

2番 原 隆伸。6点について質疑させていただきます。

1点として、プラントについてですけれども、排水量は1日240リットルということでございますけれども、このプラントを見て、このプラントの放流水ポンプを見ますと、80L/minというふうになっております。そうすると、1時間動かすと、4トン800出ます。今の状態で250リットルとすると、約3分、放流水ポンプを3分動かしたら240リットルです。これについて、整合性について、第1点質問いたします。

それから第2点は、臭気やハエ、羽虫の発生防止策について、どのような対策を講じるようになっているのか。そこらへんの解決策及び今後の改善策をですね、お教え願いたい。

それから、3点として、現状の施設の臭気対策などの提示の可否、ようするに、提言をしていくつもりはあるのか、ないのかということですね。

それから、今回、計画していない土地の利用について、どうなんだろうとか、そういうような考え方について聞いたことがありますかということですね。

それから、発酵舎の臭気について、発酵舎というのは、一番手前側にありますので、おそらく臭気が少ないということで、手前側に持ってきていると思うのですがけれども、私の考えでいいのかどうか確認願います。

それから、観光協会が入っていますけれども、観光協会はどのような立場から参加しているのか、ちょっとその理由をお聞きしたい。

以上、6点よろしく申し上げます。

瀧本 攻議長

武岡課長、3点と4点のことは答えられますか。既存の施設のことですけれども。

武岡芳樹農林水産課長

わかる範囲内で。

瀧本 攻議長

そうですか。では、武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。計画排水量が1日当たり0.25トンでポンプが80L/minと、それだと3分間で排水してしまうじゃないかというご指摘でございます。基本的にですね、この施設の実施設計はこれからでございます。こういったこともですね、業者のほう

に指摘、助言もさせていただいたうえで、実施設計をしていただくように、していくように申し伝えさせていただきます。

次の2つ目の臭気の発生対策でございます。あとにも出てこようかと思うのですけれども、鶏舎における臭気の発生源、鶏舎本体とあと鶏糞の処理の過程による臭気の2種類が考えられます。臭気の発生対策といたしましては、鶏舎本体では、先ほど、町長が申し上げております、鶏舎のウィンドレス化、それによってある程度フィルター等を介した中での軽減はできるのではないかというふうに考えておると、基本的にその鶏舎のですね、本体の中での鶏糞の処理を従来の施設ですと、相当日数そこで滞留させたあとで運搬すると、そういうふうな施設でございますが、計画しておる施設は自動的に鶏舎から外へ出す、その間に自然発酵、また腐敗等が進む前に鶏糞の処理施設に持っていくというふうな計画であるというふうにお聞きしております。

それと、3つ目の現状施設での提言はしていくのかという質問でございますが、具体的には聞いてはございません。今回の計画は新鶏舎についてのみの計画ということになっておりますので、具体的には聞いてはおりませんが、現在の鶏舎が存続しておる間は少なくとも業者として、努力はしていただかないといけないかなというふうに考えております。

それと、4点目の残りの土地利用についてでございます。これは具体的にはお話はお伺いしておりません。

それと、5番目の発酵舎の臭気でございます。先ほどの2つ目のお答えと重複するかとは思いますが、この計画しておる発酵舎、鶏糞処理施設についても、最新鋭の設備を導入するというふうにお聞きしております。

それと、観光協会の立場というところでございますが、資料の目的の、確か一番最後であったと思うのですけれども、新たな需要の拡大、販路の開拓という面ですと、観光協会のお力をお借りしたいというふうな趣旨で入っていただいたというふうにお聞きしております。

以上でございます。

瀧本 攻議長

原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

1番目の排水処理プラントの件に関連して質問させていただきます。今、1日240リットル排水するということでございますので、1日の排水処理の方法にもよりますけれども、私は単純に計算しますとですね、24時間かけて排水するとしたら、11リットルのバケツ1杯なんですよ。それ

で、それを例えば、3箇所か4箇所に分けて、排水するとするならば、3リットルですね。1箇所で3リットルです。それを1時間かけて3リットルをそこで処分するわけです。それであるならば、要するに、地下浸透させるんじゃないくてですね、ますをつくって、そのますの中に土を入れて、その土に吸水性のいい植物を植えることによって、これは地下浸透しなくてもできるんじゃないかというふうに考えるんですよ。そういう方法もあると。特にセルカという、渡利牡蠣を利用したというところで、紀北町という特色を打ち出しているものですから、今度つくるプラントについてですね、プラントメーカーと協力してですね、この地下浸透じゃなくて、樹木に吸水させて、水を放流しないと。放流というんですか、地下浸透しない、すべて木に吸着させると。その木はある程度になれば、伐採して、産廃として処理する必要があるかと思うのですけどね、ここにネックとして1つあるのは、要するに、次亜塩素酸処理で、次亜塩素酸で処理しているから、次亜塩素酸があるから植物は育ちません。だから、この過程において、この次亜塩素酸を飛ばす方法を考えれば、植物は育つはずでございます。だから、吸水性のいい木、もしくは藻とかですね、そういう植物をそこに植えることによって水を地下浸透せずに、すべて植物に吸収させると、そういう画期的な方法は可能だと思うのですよね。だから、これから実施設計していくということでございますので、そういう方法を是非検討していただきたい。そのように思うのですが、いかがでしょうか。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

今、議員がおっしゃられた方式というのは、おそらく蒸発散方式と、いわゆる言われる方式かと存じます。そういった方式もということは、事業者のほうに申し伝えさせていただきます。以上でございます。

瀧本 攻議長

原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

そういうことであればですね、皆さんが懸念している、地下浸透による水質の汚染というのは解決します。そして、事業者さん、血税が入ることでございますので、事業者さんも今以上にですね、改善策を考えてくれるものと思います。そして、例えば、どっちにせえプラントをつくるんですから、そのプラントのデータを集める意味を込めてもですね、仮設のプラント

をつくることによってですね、臭気対策、排水対策ですね、取り組むことも可能だと思います。だから、町長のほうもですね、こういう提案があったということを業者さんにですね、提案していただきまして、業者さんの快い返事をいただきたいと、そういうことを、どう思うか、お答え願います。

瀧本 攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

はい。伝えさせていただきます。

瀧本 攻議長

ほかに質疑される方はありますか。

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

このクラスター事業における、国庫補助執行の時ですね、住民合意に関する評価基準というものはあるのか、例えばですね、今回、住民説明会がありますが、これを町のほうで徴集するというのを含めた、そういう評価基準についてちょっとお聞きします。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

そういった評価基準というのは、お聞きしておりません。以上です。

瀧本 攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

今後のですね、住民説明会の予定、その点について、ちょっとわかっておりましたら、説明をお願いします。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

まだですね、日程等は決まっておりますが、早急にですね、再度開くようにというふうな話は業者にはいたしております。過去、今までの1回、2回で終わるんじゃなくて、真摯な対応

で、丁寧な説明をというふうな指導をさせていただいておるところでございます。以上です。

瀧本 攻議長

いいですか。ほかに質疑される方。

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

今回ね、環境課が出席していないんでちょっとどうかなと思うところがあるんですがね、今のはっきり言って、水道水源保護条例に関する審議を、集中的な意見も多かったけれども、要は、町民の皆さんが今、一番懸念していることは、悪臭だと思う。悪臭。そして、水道水源保護条例と悪臭に関しては、悪臭は環境課になっていくと思うのですね、管轄は。その中で、今、この養鶏場も三重県の認可が必要とする事業ですね。一応ね。その中で三重県には、四日市公害があって、法律の上乗せした条例を、公害条例をつくっておるわけね。俗にいう、環境保護法、その中で基準値を公にする。水道水源保護条例も、私も以前に何度か言うたけど、基準は総理府令に準ずるという、ただあやふやなことだと思うのですね。もし、基準値がきちんと決まっておれば教えていただきたい。だから、三重県の上乗せ条例の環境法の中ですね、悪臭に対して、三重県と紀北町の基準値はどのようなものかということをやっと教えていただきたい。

そして、水質汚濁に関しても、三重県の数値と、紀北町の数値ですね、これはやっぱり、紀北町にも行政手続法の中で基準値に対しては、認可の基準値に対しては、公にしていかなあかんを書いてある。しかし、紀北町の今の条例では、公にしていないように私は思うのですが、勘違いだったら、勘違いのように言ってほしいのですが、そこがやはり、今回でも、いろいろな問題の焦点になってくる。

だから、先ほどから町長も、担当課長も、水道課長も、要は、その業者に対する指導権を発揮できるようになるというけど、その役所としての指導権を発揮するためには何を根拠に指導するのかと、これが一番の問題になる。ただ単に、行政からこういうふうにしてください。人に言われたからこういうふうにしてくださいでは、業者も、それはうんと言わん。やはり、法律に定められた中の、法律に則って指導、勧告すると思うのですよね。そのところはどのように考えているのか、ちょっと教えていただきたい。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。まずですね、悪臭、水質の件につきまして、私がお答えさせていただいているのは、あくまでも発生源対策の担当所管であるという意味合いでお答えさせていただいております。その中でですね、まず養鶏施設として、純然に養鶏施設としての許認可という手続きは、基本的にはございません。県にも国にもございません。ただ、その運用していくうえで、悪臭防止法、水質汚濁防止法等がございます。具体例を申し上げますと、議員おっしゃられました県の上乗せ規制、そういったのもございます。水質汚濁防止法におきましては、通常1日あたり50m³以上を排出する事業所につきましては、160ppmと定められております。ただ、三重県の上乗せ条例がございます、それが130ppmというふうになってございます。今回の養鶏施設につきましては。

(「紀北町は」と呼ぶ者あり)

瀧本 攻議長

ちょっとやり取りはやめてください。

お答えしてください。

武岡芳樹農林水産課長

紀北町だけということじゃなくして、県の上乗せ条例で130という数値がございます。ただ、養鶏施設として考えますと、日量50m³未満でございますので、基本的には、法には該当いたしません、事業者のほうはそれを守ってきたいというふうに申しております。

それと、悪臭防止法につきましては、基本的にですね、アンモニアの数値で、敷地境界線上で1ppm、硫化水素で0.02ppmだったかと思います。それが県の悪臭防止法で定められておる基準でございます。特に上乗せというのは、当地域ではございません。以上でございます。紀北町がその数値で規制されておることでございます。あくまで、悪臭防止法という中での規制値でございます。

瀧本 攻議長

ちょっとわからない。160ppmとおっしゃったでしょう。当町は130でしょう、県が。上乗せじゃないんでしょう。160が130になる、そのへんのところをちょっと。

武岡芳樹農林水産課長

言葉足らずで申し訳ございません。水質汚濁防止法の中で基本的に160ppmになっておるのが、三重県の、俗にいう上乗せ条例によりまして、130ppmになっております。

瀧本 攻議長

上乗せっていうこと、厳しい130になっているということでしょう。その役人用語じゃなくて、もうちょっと。160が130になっているということでしょう。

武岡芳樹農林水産課長

申し訳ございません。160ppmがより厳しい規制となって130ppmになっております。以上でございます。

瀧本 攻議長

はい、入江康仁君。

8番 入江康仁議員

いや、それはちょっとおかしいんじゃないの。要はさ、水道水源保護条例は、総理府令に倣うという基準は、三重県は法律の上乗せで160のところを130に厳しくしとるわけでしょう。四日市公害があって、環境保護法というのはですよ、これは実際言って、本当に法の上乗せ法令というのは、特殊な問題があったときこそ認められることであって、三重県は、この環境保護法に対しては、四日市公害があったから、法律の上乗せ、法律が認められ、条例が認められているわけですよ。本来は条例、上位条例を超える条例、上位法令を超える法令は無効であると、これは法の基準やない。それで、紀北町は160という基準をあなた、これ公にしている。いやいや、国の法律じゃない。そんなあれじゃないん。私が言うのは、三重県が、三戸川も三重県の管理ですよ。そして、160で水道水源保護条例の審議会が160を基準に審査したのか、130を基準に検査しているのか。地元では、160という、基準が緩やかな中での審議をしているということになるやないかな。その矛盾点だけは、私はきちんとしていかな、町民の皆さんも、これは大きなあとで問題になるから、私は、ここだけ1つしっかりとした答弁をいただきたいということなんです。だから、審議会、審議会っていったら皆、審議会っていうのは、どんなえらい人がやって、どうやっているのかな、間違いない答えを出すだろうと、それが一般町民の感覚ですよ。だから、ある程度の審議会がこうですと審議会が答申したら、皆信用してやな、間違いであっても信用するのが、これが通例です。普通の町民のね、皆さんの。だから、何を信用、基準に審議したのかというところもちょっと聞きたかったんだけど、どうですか、これは基準値何にもしていない。取水と集水と排水のことだけの審議の内容じゃないですか。そやもんで、そのところね、やはり、法を守るべき役所としては、やっぱりそこだけをわかりやすく説明していただきたいと思います。

瀧本 攻議長

久保水道課長。

久保健作水道課長

ただいまのご質問ですが、今回の審議会につきましては、水質汚濁防止法でいう、日量50トンという水量をですね、排水をしないということで、計画、0.25トン、1日では、ドラム缶1本ちょっとくらいの量ということで、そういう今、先ほど言いました160ppmとか、130とかですね、そういった議論はしておりません。ただ少量ということで、ただ少量ながらも、水質検査をいたしまして、それがどういうものが出ておるかというのをやっていくというのが付帯意見でございましたので、今のご質問のようなですね、審議はしておりません。以上です。

瀧本 攻議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

審議していないのもわかっていて言ったんですけど、私はね、これからの事業の推進をやっていくために、やはり、町長も言われているように、いろいろな指導、担当課長、部署からしてね、その人たちを指導していくためには、今のような答弁ではちょっと、おたくらが、あなたたちが苦しい立場にいくんじゃないかといったので、一応、指摘はさせていただきました。町長に対しても、あなたたちに対してもやっぱり、地場産業の活性化、推進も考えなならん立場であるから。私らも一応、反対意見があり、また、私らの立場としても、町の活性化、地場産業の活性化、いろんな立場の私たちは狭間に入っているわけだから。つまり、ジレンマの中で、今回、あとあと、その事業者がスムーズにいったって、地元業者との、いろいろな賛同を得ながらですね、どんどん、どんどん発展していくことを願うもんで、ちょっと厳しい質問をしたかわからんけど、そういう気持ちの中でさせていただいたんで、今の答弁で結構です。

瀧本 攻議長

答弁いらないんですね。

8番 入江康仁議員

はい、いいです。

瀧本 攻議長

ほかに質疑される方ございませんか。

13番 東 清剛君。

13番 東 清剛議員

今日は、大勢の皆さんが傍聴していきまして、これは今までの30年来の赤羽地区の皆さんが受けたいろんな環境への影響の中での、こういう傍聴になっていらっしゃるんだと思います。それはやっぱり特に、前者議員いろんなことを言われましたけれども、その中でやはり臭いの問題、ハエの問題、それ周りへのやっぱり環境問題が一番、汚水じゃなくてね、環境への影響で皆さん、大変関心を持たれている。そして、これは当初、初めて住民説明会をされたのが、9月の10何日でした、その回答書を25日にもらっていますけれども、その中においては、真摯に業者さんも答えられて、施設の改善が随分なされている。現在の鶏舎の状況というのは、確かに私もひどいものだと思っております。特に一番悩ましいのが、加田地区のあのへんの臭気の問題。それともう1つ、今日かな、昨日か配布されましたけれども、広報の中にあるね、河川のあれですよ、水質検査の結果が昨日、配布されましたけれども、この中にあるのが、大腸菌の数があるところにおいては、相当ひどいというのがあります。このへんのことまで含めるとね、これは雨水のことですけども、この後ろの皆さんはやっぱり、臭いとハエが本当の具体的な問題。それから、もう1つは、以前は行儀の悪い業者さんがございましてね、雨が降るたびにどこかに消えたという話も多少は聞いております。そのことが、ものすごく皆さんの懸念があるものですから、皆さんがなかなか同意しにくいというところがありますね。私もなおさらありますけれども、やはり、今後のやっぱりT P Pの関係においてのやっぱり日本の農業の在り方をどのようにしていくのかという問題まで含めまして考えますと、やっぱり、こういう大きな、紀北町において、33万羽のような鳥を飼育されているところですから、いろんな問題の中からこういうクラスター事業が出てきたわけでございますね。その中ですから、当然、あれであれですよ、私としたらやっぱり大事な事業ですのでね、是非とも認めて。それで、もう1つは、町長なり執行部の皆さんがいろいろ協議会を立ち上げて、今後、その中でいろんなことを指導しながら、進めていくということがありますのでね、ただ、これも町長にしても、職員の皆さんでも、あと何年か経過すれば変わる可能性がありますよ。そのへんまでひっくるめて、どのようにしっかりとした指導ができるのかということをお聞きいたしたいと思ひますし、東京都の例ではないですけどね、豊洲の問題が今、相当問題になっていますね。そのへんも含めて、いかがですか、町長。

瀧本 攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどから何度もお話しているように、今の鶏舎をですね、それぞれここだけじゃなしに、そのまま改修というのは、大変難しい形態だと思います。鶏は熱に弱いとか、いろいろなことがございますので、そういった意味では、これをチャンスにね、つなげて、こういう環境問題をしっかりと解決し、それから、地場産である、こういう養鶏ですね、こういったものも大事にしていかなければいけない。そこで、我々が何をするかという問題は、先ほどからも環境問題とそういう産業の振興等、いかに両者を近づけながらですね、両方同じテーブルに乗せて議論していくかということが大事だと思いますので、そのところはですね、議員の皆様にもこれからいろんなご意見入ろうかと思います。そういうのはあげていただいて、我々も業者に伝えたり、調整させていただいたりということをやっていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

瀧本 攻議長

東 清剛君。

13番 東 清剛議員

あとですね、たぶん、今の計画の施設ですと、なかなか、今までよりも相当改善されると思います。ただ、それによってね、今後、劣化によって、いろんな環境への影響が出た場合の対策をどのようにされるのか、特に今の状況でいいますと、やっぱり全部、周りの環境においても、全部泣き寝入りしているような状態が多いわけですから、そのへんの対応についてもね、是非とも、そういう中で改善策をどのようにするかということを、協議していただいて、協議会をいかに有効なものにさせていただくかということをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

瀧本 攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

できる限りのね、努力をしていただくという方向でですね、我々としてはお願いしていくと。

瀧本 攻議長

よろしいですか。ほかに質疑される方ございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

瀧本 攻議長

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

反対討論をさせていただきます。先ほどの質疑でも申しましたが、いろいろと良い点もありますけれど、日ごろ、この20数年間、やっぱり住民の人の養鶏業に対する不信がどうしても抜けない。それにはやっぱりある程度時間がある。今回のこの補正予算も提案されたのも、なんでこんなに急がななんのという気もしますが、一旦可決されれば、これは転がるようにどんどん進んでいく。早く進むほどいいんですけど、良い面だけ見ればね。だけど、それは感情的な問題も含めてですから、当然、その人たち、住民の人たち、特に赤羽地区の人たちにはやっぱり丁寧な、根気のある話し合いをやっぱりするべきだと。それでないと、実際には、生活を送っている赤羽の人たちが感情論をもって、そういう格好、まあこれでいいんだというような格好での事業者がやる。それでは、本当の中に入っても、なかなか解決できない状況になってしまう。そのように思っております。そこで、この補正予算そのものが今回上程されて非常に最短の補正予算だったなと思うんですが、これについては、やっぱり条件がそろったから、されたんで、それが悪いというわけではありませんけれど、もっと慎重に住民の人との、そこが1番基本だと、それを2番、3番にってしまったんでは駄目だと、私はそう思っております。町がこの補助事業が、町長もありましたけども、事業者にもものが言えるんだということですが、実際に生き物を飼いだすと止めるわけにもいきません。そういう意味で今回は慎重にすべきだと、もう少し時間をとってやっていくべきだと私は思っております。議員の皆さんにもそこらへんは十分わかっておられると思いますし、是非、賛同していただきたいと思いますが。討論をここで終わります。

瀧本 攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

議案第52号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第3号）にかかわる、畜産施設等整備事業

補助金に対しての賛成討論をさせていただきます。現在、地場産業の農業、林業、漁業の衰退には、目に余るものがあります。人口の減少に伴う後継者の減少と、現在やっている方の高齢化で辞める方が増えていることが原因であります。そういう状況の中で、国の施策での最新技術を取り入れた養鶏施設がこの紀北町にできるということは、地場産業の活性化、また推進を図るには、またとない機会だと捉えています。私は以前、低迷している地場産業の活性化と雇用の両面から活動した経緯がありますが、そこで感じたことは、後継者の育成は大変難しいなと感じたことです。人口減少の原因は、紀北町には働く場所がないからという理由で、紀北町の若い人たちの人口の流出があり、それが人口減少の原因となっているとよく言われますが、そうではないのです。紀北町には、働くところはたくさんあります。特に地場産業を営む事業者の方々は、人材と作業員を強く求めています。現在の若い人たちは、地場産業にかかわる仕事は、きつくてえらい。また、汚いという理由で、いくら募集しても来てくれないのが実情であります。養鶏事業もその1つであります。その養鶏事業に最新の技術を取り入れた養鶏施設ができるということは、私は地場産業の活性化と推進につながるものだと思っています。これが私の養鶏施設建設の賛成する考えの1つであります。

そして、2つ目の賛成理由は、地元町民の皆様の理解を得てこそ、地場産業の価値が出るものと考えます。この養鶏事業には、過去に一部事業者による悪臭、鶏糞の垂れ流しがあって、地元町民の皆様から、反対意見が出ていていると聞いています。事実、先の全員協議会においても、反対する一部の地元町民の皆様が傍聴に来ておられました。本当に日々の暮らしの中での悪臭は耐えがたきものであったと思います。しかし、私はあえて、その悪臭と鶏糞の垂れ流しによる赤羽川の汚濁を経験した反対している地元町民の方々に訴えたい。悪臭、鶏糞の垂れ流しがあったことは事実であります。その過去の事実があったことを踏まえ、今回の最新技術を取り入れた養鶏施設建設計画の事業者は、二度と過去の一部事業者が犯した過ちを繰り返さない気持ちから多額の投資をして、最新技術を取り入れた養鶏施設をつくろうとしているのです。この事業者の思いもわかってやってほしいのです。そうでなければ、これからの地場産業の活性化と推進に大きな影響を与えるとともに、同時に将来の紀北町のあらゆる地場産業の活性化に影響を与えるものと考えからであります。これが2つ目の賛成の私の理由であります。

そして、次は、事業者に対しての要望です。施設に対しての地元町民の説明会は、少し時間が足りないような気がします。それは、最新技術といわれても、地元町民の方々には、技術的には目に見えないものであり、どのような性能のものかもわかりません。だからこそ、地元町

民の皆様が、過去の出来事を思い出し、不安を感じ反対するのです。この不安を取り除く努力を事業者に要望するものです。この説明責任を果たしてこそ、地元町民の賛同を得た、養鶏事業になると信じています。まだまだ遅くはありません。養鶏施設の建設着手において、建設が進む中で、地元町民の方々に、この場所はこのような作業をする場所ですとか、この機械は何々を処理する機械ですとか、説明会をすることによって、地元町民は不安を軽減していくと思うのです。ただ単に、最新技術と言われても、地元町民の皆様は、すぐに理解することは難しいからです。現在のところ、その最新技術の性能は、地元町民の方々には、目に見えていないから不安があるのです。だからこそ、建設が進む中での施設とプラントの説明を事細かくやっていく努力を事業者を求めるものであります。

また、あらゆる情報公開を進んですることによって、またこの努力をすることによって、地元町民の方々の賛同を得た施設になれば、本当の意味での、地場産業の養鶏事業となるでしょう。そして、これからの事業転換に対しても、地元町民の支持を得ながら、スムーズに進行していくものと信じ、要望するものであります。なぜ、私はこのような要望を強く切望するのは、埼玉県で実際によくいわれる、迷惑施設である産廃業者が対立していた地元市民の方々に積極的に情報公開をし、また、地元市民の方々に定期的に工場内の見学などを推進した結果、地元市民の賛同を得て、地元事業として大きく成長しているからです。また、地元の市行政の推進に対しても、多大な協力、貢献をしているのです。そして、地元市民の方々には、会社内で情報公開を含めたいろいろな催しを定期的に行い、市民の方々との交流を大切に行っているのです。このような事実があるからこそ、私は事業者の方に、地元町民の方々に積極的な情報公開と地元町民との積極的な交流をしながら、地元町民が思う過去の出来事の不安を取り除く努力をし、反対している方々の賛同を得る努力を強く望むものであります。

また、今回の説明時間が少し時間が足りないと思う中での、町議会の承認議題であります、このような新しい事業計画には、時間とタイミングが必要だと思うので、私も事業者の気持ちもよくわかります。私もこの議題には、賛成をいたします。もし、この臨時議会で承認を得られたならば、これからの紀北町の将来を担う若い人たちのためにも、また、地場産業を引き継ぐ後継者の方にも、良き見本となることを強く要望して、賛成討論とさせていただきます。

瀧本 攻議長

次に、反対討論される方ありませんか。

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

議案第52号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第3号）について、反対の趣旨を申し上げます。

たぶん、地元新聞も誰が賛成したか、誰が反対したかは書いてくださるだろうと思いますけれども、この議会に対する町内の皆さんの不信は大変なものであります。もし、そういうことが書かれていない場合は、私はチラシ等で配布させていただきますので、ご了承いただきたい。

さて、本題に入りますけれども、先ほどの質問でも申し上げましたけれども、町がこの予算を推進をするならばですね、過去の負の遺産をきちっと処理をしてからですね、推進をすべきであり、また、某議員もここで申し上げましたけれども、厳しい、区と、及び町を別個にでもですね、公害防止協定を作ってですね、それからこれを、予算化をすべきなのが本来の筋であると思うのです。

先般、私は、6月の中旬だったと思いますけれども、地元の一集落の区長から、木の問題について、再三再四、問題を提起されたものですから、初めは何を言っているのかなということがわからなかったんです。しかしながら、であるものですから、6月の下旬にですね、たぶん、県の環境室のほうへ、この問題を投げかけました。そうしたらですね、即刻、県はたぶん、町の課長を連れてだと思うのですけれども、赤羽全域を見て回ったと。それを受けて私は、これを言った者としての責任もあるというふうに痛感をし、それで、私のところへ陳情に来た区長と赤羽を回りました。その結果、鶏を飼っている周辺でですね、見事なヒノキがですね、坊主になっているわけですよ。随所にそれを見ました。このことについても、某所でも、これは聞き取りしたことですけども、これはそういう施設が再稼働してから、ポツポツと木が、枝が枯れ出し、それで危険を感じて泣く泣く、そのヒノキを伐ってスギに植え替えたということも一昨日、山林の業者から、別の、お聞きをしました。このような因果関係もはっきりしませんけれども、こういうふうな、確かに鶏卵については、重要な地場産業ではありますけれども、他方、日本の基幹産業である材木をですね、森林をお持ちの方の立場もやっぱりきちんと考えてしないと、これは片手落ちになるのではないかと思うのです。それでこの予算を執行するにあたってはですね、本来は、たぶん臭気のアンモニアだと思うというようなことも言っていましたけれども、それとの因果関係を、ないならない、はっきりと調査をしたうえで臨むべきだというふうに私は思うわけです。

次に、先ほども少し申し上げましたけれども、住民との間で、公害防止協定が結ばれるまで

ですね、かつ、その中で1人の反対者が出ないような条件付きの公害防止協定を結んで、それから、この予算を執行するのが議会議員としての責務であるというふうに私は思うんです。

それからですね、町長は極めて、その運営委員会そのものに随分期待を寄せておるようですが、果たして、皆さんが、私は個人的にはですね、町長とは腹を割って話をするこも、過去ありましたけれども、環境に負荷をかけないということじゃないんですよ。環境そのものが、赤羽の皆さんの環境そのものがですね、赤羽の皆さんの生活圏かつ生存権にかかわることですよ。昨年及び異常にわた、発生したハエ。そして異常な臭いを発したものが確実な形で処理をされていないと。今朝も三戸の方とお話をしましたけれども、そういうふうな状況の中で信用できるのかということ、もうはっきりとおっしゃっているんですよ。町に対しても。あるいは業者に対しても。

そしてですね、鳥インフルエンザについても、渡り鳥が1羽飛来しただけで、そのインフルエンザに感染すればですね、これは焼却処分、先ほどの答弁でちょっと聞き漏らした、よく聞こえなかったですけども、焼却するのか、埋めるのか、たぶん、焼却するだろうと、埋めるなどと聞きましたけれども、これは大変な問題なんですよ。このようになれば。壊滅状態に陥ると環境そのものがね。森林そのものが、というふうに私は思います。そして、町はですね、町長はさかんにその肩を持ちますけども、推進運営協議会という、なるものに。かつて、じゃあ、町長はどのような態度をとってきたのか。環境問題について。これは、次の12月の一般質問で、あるいは、来年の6月の一般質問で質したいと思いますけども、私は、今の町長の姿勢というのは、地場産業や環境問題に十分な配慮を考えた方ではないというふうに私は思います。

そして、最後ですけども、先ほどもほかの議員がおっしゃっていましたが、審議会なるもの、これはどうなのかと。何か現地を回って、ああ素晴らしいところだなというふうにおっしゃったけども、らしいですけども、こんなレベルですかね。私は、前にも議会で申し上げましたが、地下水というのはですね、これは地場産業である漁業のですね、熊野灘の漁業をつくってきたのが伏流水なんですよ。大台ヶ原を源流とするですね、表流水が地下にもぐって伏流水になり、伏流水が表面に出て表流水になり、田畑を潤しですね、だから、極めて重要なものです。だから、先般も申し上げましたが、規制をするならばですね、本当はボーリング調査をさせて、3箇所くらい、それで、どれだけの伏流水をとったらいいのかということ、を調査するのが本来の役目です。このことを怠ってきたがためにですね、多大な裁判闘争に発展したじゃないですか。今回についても、水は加田地区から持ってくるということではありま

すけども、じゃあ、加田地区の伏流水をどれだけとっていいのかということを調査もせずです
すね、そのことに触れていない、水源審議会については、これは認めるわけにいかない。即刻
変えるべきだ。こんなものは。変更すべきです。

以上の理由をもちまして、赤羽の地区の皆さんの生活圏とそれから、紀伊長島地区のですね、
漁業の保全、そのために私は、現在、しかもなおかつ、公害防止協定すら結んでいないと。し
かも不信感すら払しょくされていない。ある人が、お調べだと思うのですが、釣りに行っ
たですね、よく釣れたと。しかし、その長靴の下でヘドロがあったものですから、かきまぜた
ところですね、ヘドロの中にウジがわいていたと。そういうふうに言われたものですから、区
長と一緒に川へ入ってですね、なかなか探しきれませんでしたけれども、そのような、先ほど
言ったようなことをやらせていただきました。そして、朝やっと、ここで質問、反対討論がで
きるようになるまでですね、回答をやっと先ほど得たばかりであります。

以上ですので、以上をもってですね、私の、この公害防止協定等を結ぶまで、この予算化を
賛成するということについてはできないと、以上であります。

瀧本 攻議長

奥村議員、メディアが云々したら、あんた折り込み入れると言ったやり。それは訂正したほ
うがいいんじゃないの。

11番 奥村武生議員

はい。どうも、議長からアドバイスをいただきましたので、メディアがされない場合はとい
うふうなことは割愛させていただきます。よろしくお願いします。

瀧本 攻議長

次に、賛成討論される方はありますか。

原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

議案第52号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第3号）に賛成の立場で討論させていた
きます。賛成というよりも、反対する理由がないということですね。なぜかと言いますと、私
は、先ほども言いましたように、地下浸透の水を流さんでも植物に吸収させることによって解
決できると、そういう考え方からこれができれば、皆さんが懸念している問題が解決できると。
それと、あと臭気その他、いろんな方が今までいろいろご苦労されてきたことですが、
それについても、事業者さんがおそらく解決に向かってですね、真摯な姿勢で動いてくれるも

のと。私も今まで時間いろいろございましたものですから、いろんなところをあたってきました。いろんなことを話す中で、ある程度のニュアンスを使いましてですね、おそらく私の思いを町長が理解してくれてですね、町長が事業者さんに話すことをおそらく理解してくれるであろうという観点から、私が提案したときに、今先ほど、ちょっと言い漏らしましたですけども、3分で240リットル出る。それだったら、3分以上流したら、運転したら、ようけ流れるよなということですけども、約束で240リットルということでございますので、現在のプラントの上ですね、ドラム缶1本程度の容器を置けば、サイフォンで水は流れます。そうしたら、ポンプの動かす時間が3分でございます。電気代も非常に安くつきます。そういうことから、この方法は画期的じゃないかなと。

あと植物に吸収させる。この方法もどの植物が吸収率が一番高いか調べてですね、その本数を何本植えればいいか。その流れは地下浸透しないように、ある程度くくって、ただ、雨水だけがその中に入ると、計算外になりますから、雨水の防止対策をすればですね、これは非常に皆さんの懸念を一蹴する。要するに取り払うですね、方法で何も懸念はなくなると、そして、臭気その他、臭気についてもですね、前者議員も言っていましたですけども、木の枯れたようなやつは、アンモニアだと思います。臭いからして、アンモニアでした。それについても、改善策の提案をしました。あとほかのことも、改善策を提案して、それについて、真摯に聞いていただきましたので、おそらく町長が私の言う思いをですね、ご理解いただいて、私の思いを本当に事業者さんに伝えていただければ、おそらくご理解いただけるものだと、そうであるならば、要するに将来の紀北町、特にファームスがですね、このへん一帯の卵を一手に洗っているということもお聞きしましたものですから、このへんの他の業者さんも含めてですね、発展を願う。雇用はどんだけ増えるかわかりませんですけども、とりあえず、このことによって、現状の施設の改善、及びにおそらく、将来プラントをつくるものですから、そのプラントの実験設備としてですね、要するに仮設設備としてやるということも、データを集めないかんですから、そのデータは、新しい工場において、必ず生きてきますので、そういうことで、仮設設備を置いてやるということも、おそらくやってくれるんであると。となれば、私は今まで住民の皆さんが懸念していた、この問題は解決できるということで、私は賛成の立場から討論させていただきます。

瀧本 攻議長

原案に反対討論される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

瀧本 攻議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

瀧本 攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5 議案第52号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(多 数 挙 手)

瀧本 攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

瀧本 攻議長

それでは、平成28年第4回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 11時 57分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 28 年 11 月 30 日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議員 中津畑正量

紀北町議会議員 大西瑞香